

福井市監査告示第28号

令和3年10月19日付け監査告示第21号にて公表した監査の結果に関する報告について、福井市長から措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月24日

福井市監査委員 谷川 秀 男
福井市監査委員 浅野 信 也
福井市監査委員 下畑 健 二
福井市監査委員 村田 耕 一

- 1 監査の種類 定期監査（所属別定期監査）
- 2 措置を講じた部局等 市民生活部市民協働・ボランティア推進課
- 3 措置通知を収受した年月日 令和3年11月16日
- 4 措置内容

指摘事項	措置内容
市民活動団体に取り組む公益的な事業に対し交付する「福井市非営利公益市民活動促進助成金」について、助成金の確定時における実績報告書及びその添付資料の確認が十分に行われなかったために、一部、助成対象事業の経費ではないものに公金が支出される結果となった。	交付手順を再確認するとともに、助成対象経費に係る領収書に疑義のある場合は、助成団体へのヒアリングをこれまで以上に入念に行うよう職場研修を実施した。さらに、実績報告書及びその添付資料の確認を徹底するため、チェックシートを作成した。
今後は、助成対象経費を精査	助成団体に対しても、助成対象経費に係る領収書については、対象事

した上で、助成金の額を確定されたい。

業以外の経費が含まれていないか確認するよう、口頭で注意を促した。

今後、このような事態が発生することのないよう、交付決定の際に渡す書面に注意事項を明記するなど厳正に事務を行う。